

高知くらしの護身術

468

センターかたる

不審電話やはがき注意

(2018年6月5日掲載原稿)

「消費生活センターをかたる者から不審な電話がかかってきた」という相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

【事例1】消費生活センターの相談員を名乗る者から、「あなたの個人情報3ヶ所に流出している。削除したほうがいい」という電話があった。

【事例2】事業者から投資話があり、「社債を購入するためにあなたの名義を貸してほしい。不安なら消費生活センターに相談するように」と言われた。指示された番号にかけると、センター職員をかたる者に「信頼できる話なので指示に従った方がいい」と言われ、名義を貸したところ、高額な被害に遭った。

どちらの事例も、消費生活センターという公的機関をかたることで、消費者を安心させて、お金をだまし取ろうとする手口です。

また電話以外でも「消費生活センター名で、身に覚えのない料金を請求するはがきが届いた」という相談が寄せられています。

消費生活センターが、センターを利用したことのない方に電話をかけたり、事業者の信頼性について話したりすることはありません。どのような名目であれ、お金を請求することはありません。

このような電話やはがきには、次のように対応しましょう。

①相手の話に応じず電話は手短に切り、はがきは無視しましょう。

②消費生活センターなどに確認するよう指示されても、事業者が教えた番号に電話してはいけません。公的機関なら電話帳に掲載されているので、番号を確認しましょう。

不安な場合は、「消費者ホットライン188(いやや)」に電話をかけてください。最寄りの消費生活センターか、市町村の消費生活相談窓口につながります。